

昭和五十四年法律第四十三号

元号法

- 2 1 元号は、政令で定める。
元号は、皇位の繼承があつた場合に限り改め
る。

附 則

- 2 1 この法律は、公布の日から施行する。
昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定
められたものとする。